

社会福祉法人高太会 役員及び評議委員の報酬に関する規定

(定義等)

第 1 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、社会福祉法人高太会の理事及び監事をいう。

(2) 評議員とは、社会福祉法人高太会の評議員をいう。

(3) 報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 34 第 1 項第 3 号に定める報酬、賞与その他の職務

遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問

わない。費

用とは明確に区分されるものとする。

(4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経

費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人高太会定款第 8 条及び第 21 条に定める通り無報酬とする。

(公表)

第 3 条 社会福祉法人高太会は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 4 条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規定は平成 29 年 6 月 13 日（定時評議員会の決議日）から施行する。